

平成22年8月17日

各障害福祉サービス事業所管理者 様  
各施設長 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

### 指定障害福祉サービス事業の適正な運営について

日頃から、本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年7月21日、「行動援護」事業において不正請求を行なっていた指定障害福祉サービス事業所に対し、愛知県より行政処分が行われました。このような事態が生じたことは大変遺憾であり、本市としても深刻に受け止めております。

信頼にもとづいて福祉を担う者が、その信頼を裏切り介護給付費を不正に請求していたことは許されることではなく、ひとたびこのようなことがおこれば、障害福祉サービス事業所に対する利用者の不信感を招くのみならず、障害福祉の制度全般に対する市民の信用も損なわれ、日々適正に運営に努めていただいている事業所を始め、障害福祉に携わる多くの方々の真摯な努力を無にすることとなります。

各事業所、施設におかれましては、「基準省令等※」の遵守につきましてより一層徹底を図り、適正な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

※基準省令等・・・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
名古屋市移動支援・地域活動支援にかかる事業の人員、設備及び運営に関する基準

名古屋市健康福祉局障害者支援課指導係・事業係  
電話 9 7 2 - 2 5 7 8